

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	郡家7地区 (西御門、市谷、郡家殿、花、大門)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域においては大型農業法人や果樹栽培を行う認定農業者、新規就農者などの担い手により約39%が集積されている。担い手による集積面積のうち約30haが大型農業法人によるものであり、担い手の集積面積の77%を占めている。

このように、農業法人による農地集積は進んでいるものの、農業法人の全経営面積は100haを超えており、今後の経営面積の拡大が難しくなっている状況である。

また、本地域は果樹栽培が盛んな地域であり畑での柿栽培や、水田転作として梨や柿の栽培に取り組んでいる農家が多い。本地域を中心に栽培されている花御所柿は日本で唯一の産地であり、地理的表示保護制度により「こおげ花御所柿」として登録され八頭町の特産品として生産販売に取り組んでいる。

しかしながら、果樹栽培においても、農家の高齢化に伴い年々栽培面積が減ってきている状況であり後継者不足が課題となっている。

本地域においては4集落が多面的機能交付金支払制度を活用し農地及び農業用施設の維持管理を実施している。

※地域内における主な栽培品目・水稲40.7ha 果樹21.6ha 野菜・花等5.0ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は2社の大型農業法人の農地利用調整により現在では1社の農業法人が中心に集積を進めているが、経営面積の増大により今後の大規模な集積は難しい状況である。このため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しながら集積を進め、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る必要がある。

また、果樹栽培においても農家の高齢化に伴い、離農者が増える見込みである。果樹農家の認定農業者により離農者の果樹園を借り受けるなどの取組も行われているが、労働力を考えると大規模な集積は困難である。こうした状況の中、地域内の複数の生産者が果樹栽培の任意組織を設立しグループで果樹栽培を行う取組を実施しており、栽培品種の見直しや「こおげ花御所柿」を次の世代に残すための取組が展開されている。本地域ではこのような取り組みに加え、認定農業者2人、新規就農者1人、ほかにも新規に果樹栽培を行う者もでてきている。八頭町の中心的な果樹の生産地として、果樹農家の後継者育成を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地域の受益25haを賄う硯岩用水の用水路(約100m)の改修計画を予定している。(令和8年度予定)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業体を実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。
 ②本地域の担い手において化学肥料、農薬の削減した取組を実施している。(特別栽培1法人)
 ③本地域の担い手においてドローンによる農薬散布などスマート農業の実践を行っている。
 ⑤大門地区において組織化により果樹栽培の取組がある。
 ⑤果樹において新規就農の取組がある。(R5.4～R10.3)
 ⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。